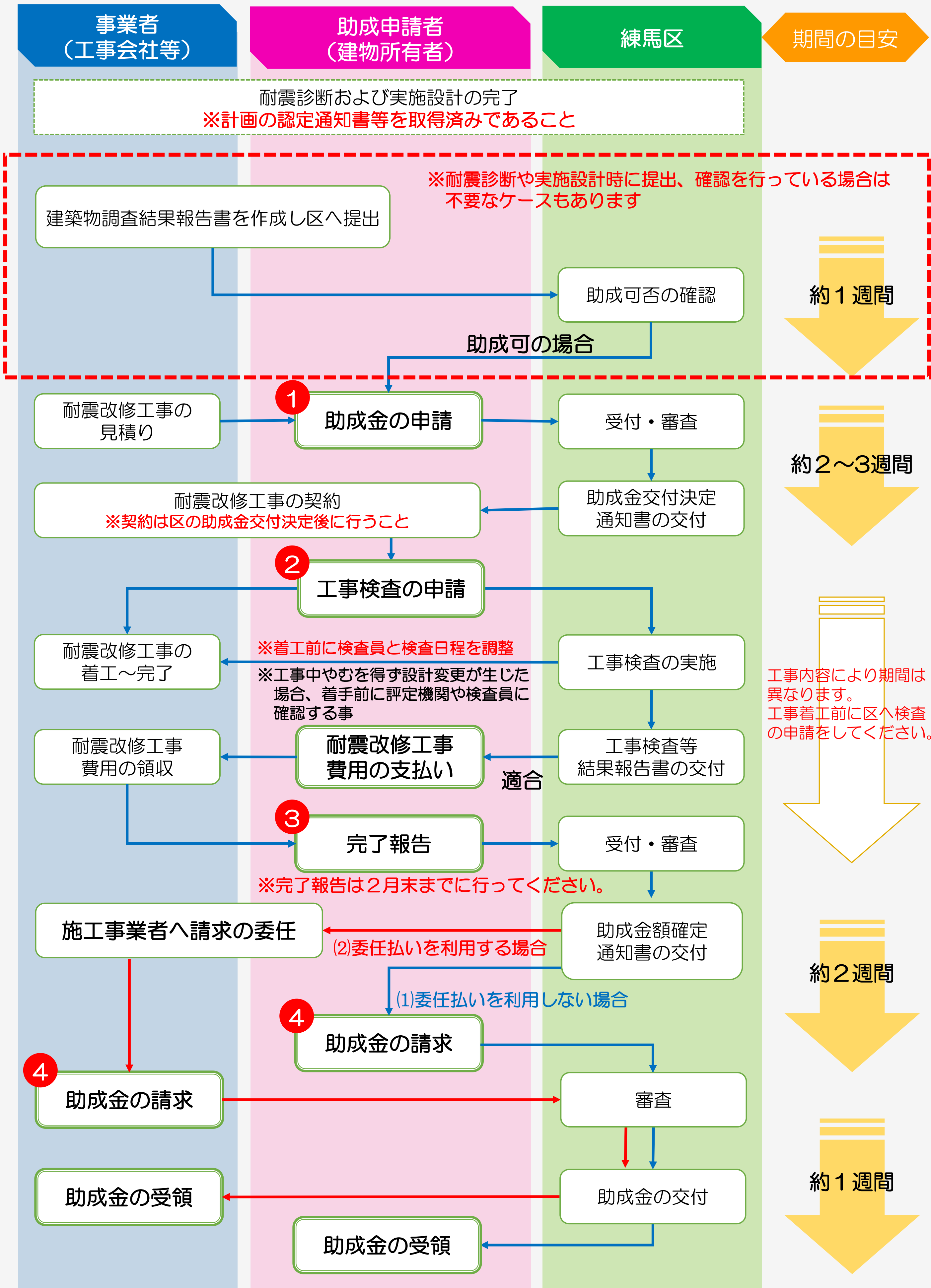


【一般緊急輸送道路沿道建築物】耐震改修工事助成の流れ



※上記は一例であり、案件により手続に要する期間や内容が異なることがあります。

【一般緊急輸送道路沿道建築物】耐震改修工事助成の必要書類

①助成金の申請に必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
☐	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
☐	建築物調査結果報告書の写し
☐	建築物の所有者であることを証明する書類
☐	計画の認定通知書等の写し（1部） →木造2階建て以下の建築物の場合は、耐震計画評定結果報告書(適合)の写しも可
☐	緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）
☐	見積書（耐震改修工事費用の見積り）の写し
☐	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・ 個人の場合は個人住民税 ・ 法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
☐	【共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・ 共有者が確認できる書類 ・ 共有者の同意書
☐	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・ 遺産分割協議書 ・ 相続人全員の同意書 など
☐	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・ 念書 ・ 是正内容を示す図面等
☐	【区分所有者がいる場合】 ・ 耐震改修工事の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し
☐	【申請手続きを委任する場合】 ・ 委任状
☐	【実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する場合】 ・ 計画の認定通知書等の写しまたは確認済証の写し（1部）

【一般緊急輸送道路沿道建築物】耐震改修工事助成の必要書類

②工事検査の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	耐震化促進事業工事検査等申請書（第13号様式）

③完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
☐	領収書等（耐震改修工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（耐震改修工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
☐	契約書や注文書・請書等（耐震改修工事契約を証する書類）の写し
☐	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し
☐	耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）の写し

④助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	請求書（口座振替依頼欄付）
☐	【委任払いを利用する場合】 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは
助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。
この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合

